

Marubeni

**第102回 定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

本記載事項（(ご参考)を除く）は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

丸紅株式会社

目次

事業報告

I. 当社グループの現況に関する事項	
■主要な借入先	2
■重要な子会社の状況その他の重要な企業結合等の状況	2
・企業結合の状況	
■当社グループの主要拠点等	2
■当社グループの従業員の状況	3
■その他の当社グループの現況に関する重要な事項	3
II. 会社の株式に関する事項	5
III. 会社の体制及び方針	
■取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制	8
■内部統制の運用状況の概要	10
IV. 会社の新株予約権等に関する事項	11
V. 会計監査人の状況	13

連結計算書類

■連結持分変動計算書	14
■連結注記表	16
■（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書	29

計算書類

■貸借対照表	30
■損益計算書	31
■株主資本等変動計算書	32
■個別注記表	33

監査報告

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	38
■計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本	40
■監査役会の監査報告書 謄本	42

事業報告

I. 当社グループの現況に関する事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先名	当期末借入残高
株式会社三井住友銀行	111,250
株式会社みずほ銀行	107,110
株式会社日本政策投資銀行	99,000
明治安田生命保険相互会社	98,594
農林中央金庫	70,000
日本生命保険相互会社	66,000
三井住友信託銀行株式会社	62,613
株式会社八十二長野銀行	51,373
株式会社SBI新生銀行	45,000
信金中央金庫	44,000
株式会社りそな銀行	44,000

- (注) 1. 借入残高は、当社及び丸紅フィナンシャルサービス株式会社の借入残高の合計額となっております。
2. 金額は、百万円未満を四捨五入しております。

重要な子会社の状況その他の重要な企業結合等の状況

企業結合の状況

区 分	第99期	第100期	第101期	第102期
連結子会社	317社	326社	338社	324社
持分法適用関連会社	163社	164社	160社	153社

- (注) 連結子会社及び持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社はその数から除外しております。

当社グループの主要拠点等

〔国内〕

当 社 本 社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
当社支社・支店・出張所	北海道支社、東北支社、中部支社、大阪支社、中国支社、九州支社等11カ所

〔海外〕

当 社 支 店	シンガポール支店、クアラルンプール支店、バンコック支店、マニラ支店等52カ所
現 地 法 人	丸紅米国会社、丸紅欧州会社、丸紅アセアン会社、丸紅中国会社等29の現地法人及びこれらの支店等31カ所

- (注) 1. 当社グループの主要な会社の状況は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の「第102回定時株主総会招集ご通知」58頁の「重要な子会社の状況その他の重要な企業結合等の状況」に記載の通りです。
2. 2026年4月1日付にて、中国支社は中四国支社に名称変更しております。
3. 2026年4月1日付の組織変更により、海外の当社支店は50カ所になっております。
4. 2026年4月1日付の組織変更により、海外現地法人傘下の支店等は30カ所になっております。

当社グループの従業員の状況

オペレーティング・セグメントの名称	当社グループの従業員数 (人)		当社の従業員数 (人)
ライフスタイル	16,231	[1,776]	334
食料・アグリ	15,636	[1,503]	441
金属	528	[31]	276
エネルギー・化学品	1,867	[1,252]	439
電力・インフラサービス	2,372	[225]	497
金融・リース・不動産	404	[14]	283
エアロスペース・モビリティ	6,897	[92]	277
情報ソリューション	3,472	[1,690]	160
次世代事業開発	2,261	[145]	162
次世代コーポレートディベロップメント	608	[213]	16
その他 (本部・管理等)	2,382	[230]	1,340
合 計	52,658	[7,171]	4,225

- (注) 1. 出向者については、出向先の属するセグメントの従業員数に含めております。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 当社の従業員数に海外事業所の現地社員306人及び他社からの出向者97人を含め、他社への出向者1,349人を除いた人員数は3,279人であります。

その他の当社グループの現況に関する重要な事項

重要な訴訟について

当社は、2011年3月17日付でインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）において当社が勝訴した訴訟（以下、旧訴訟）と同一の請求内容である、損害賠償請求等を求める南ジャカルタ訴訟及びグヌスギ訴訟（併せて以下、現訴訟）について、第一審及び第二審での一部敗訴を受け最高裁に上告していましたが、南ジャカルタ訴訟については2017年5月17日に、グヌスギ訴訟については2017年9月14日に、それぞれ最高裁判決を受領しました。

南ジャカルタ訴訟：被告6名のうち当社及び丸紅欧州会社を含む被告4名が連帯して原告5社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa（以下、ILP）、PT. Sweet Indolampung（以下、SIL）、PT. Gula Putih Mataram（以下、GPM）、PT. Indolampung Distillery（以下、ILD）及びPT. Garuda Pancaarta（以下、Garuda））に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

グヌスギ訴訟：被告7名のうち当社を含む被告5名が連帯して原告4社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるILP、SIL、GPM及びILD）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

そもそも旧訴訟及び現訴訟は、当社がILP及びSILに債権を保有し、返済を督促したことに対して、債務者であるILP及びSILを含むSugar Group（ILP/SIL/GPM/ILDは1990年代後半のアジア通貨危機後にインドネシア政府管理下で実施された公開入札の結果、Garuda傘下となった）が債務の返済を免れることを狙い、債権者である当社を被告に含めて提起してきたもので、上述の通り当社は旧訴訟において勝訴しております。

然るに、現訴訟は、当社が勝訴した旧訴訟と同一内容の請求に関して、Sugar Groupが再び当社らを提訴したものであり、上記の判決内容は、Sugar Groupの主張を棄却した旧訴訟での最高裁自身の判決と矛盾するものであると考えられます。そのため、当社は、インドネシア最高裁判所法に基づき、南ジャカルタ訴訟については2017年10月24日に、またグヌスギ訴訟については2018年2月6日に、それぞれ最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てました。このうち、南ジャカルタ訴訟について、当社は最高裁再審理決定の決定書を、2020年12月30日に受領しております。当該決定書には、2020年8月24日付で当社の司法審査（再審理）請求を認容し、当社が2017年5月17日に受領した当社敗訴の南ジャカルタ訴訟最高裁判決を取り消したうえで、原告であるSugar Groupに属する企業の請求を全て棄却する旨が記載されております。

他方、グヌスギ訴訟については、当社は2020年2月3日にグヌスギ地方裁判所（以下、グヌスギ地裁）より司法審査（再審理）申立不受理の決定書を受領しました。上述の通り、当社は2017年9月14日に最高裁判決を受領し、同受領日から180日以内という司法審査（再審理）申立期限内である2018年2月6日に司法審査（再審理）を申し立てましたが、最高裁再審理決定では、当社の最高裁判決受領日は2016年12月8日と認定され、2018年2月6日の司法審査（再審理）申立は申立期限経過後になされたため不受理とされております。

しかしながら、当社の最高裁判決受領日が2017年9月14日であることは当社が受領した判決通知書から明らかである一方、最高裁が当社の最高裁判決受領日を2016年12月8日と認定するために採用した証拠は最高裁再審理決定では明示されておらず、当該決定は明らかな事実誤認に基づく不当なものであると考えられます。当社は、最高裁再審理決定の内容を分析し、インドネシア最高裁判所法に基づく司法審査（再審理）制度の下で最高裁再審理決定に対する当社の取りうる法的な手段等を検討した結果、最高裁再審理決定と旧訴訟最高裁判決間に矛盾があることを理由に、2020年5月18日、最高裁に対して2回目の司法審査（再審理）を申し立てました。ところが、申立書類の提出先であるグヌスギ地裁は2020年5月20日付で、最高裁再審理決定と旧訴訟最高裁判決間の矛盾の不存在を理由に当社の申立を受理せず申立書類を最高裁に回付しないことを決定しました。インドネシア最高裁判所法等関連法令上、かかる判断は司法審査（再審理）の実施機関である最高裁の職責に属する事項であるとされており、グヌスギ地裁の決定が不当であることは明らかであること、また、上述の通り当社が勝訴した南ジャカルタ訴訟司法審査（再審理）の結果を踏まえて、当社は最高裁に対して、改めてグヌスギ訴訟に関する2回目の司法審査（再審理）を2021年5月31日付で申し立て、グヌスギ地裁に受理されました。しかしながら、2022年7月28日付で当社の2回目の司法審査（再審理）申立を不受理とする旨の最高裁再審理決定の決定書を、当社は2024年1月30日に受領しました。当社は1回目のグヌスギ訴訟の司法審査（再審理）の不受理決定と、当社が勝訴した南ジャカルタ訴訟の司法審査（再審理）の決定との間に矛盾があることを理由に、2回目の司法審査（再審理）を申し立てておりましたが、前者については不受理という手続的判断であり、実体審理のうえで判断がなされた後者とは矛盾があるとは評価できないと判断され、司法審査（再審理）の要件を満たさないため不受理とされており、

1回目のグヌスギ訴訟の司法審査（再審理）の不受理決定により維持されるグヌスギ訴訟の最高裁判決と、当社の主張が認容され勝訴した南ジャカルタ訴訟での司法審査（再審理）の決定の間には、当社の債権・担保の有効性に関する判断において矛盾があるにもかかわらず、当社の申立が認められず、実体審理が正当になされないまま不受理とされた当該決定は不当なものであると考えられます。

以上の状況を踏まえて、今回の不受理決定の内容の不当性を踏まえた対応策を講ずる方針であり、グヌスギ訴訟の最高裁判決が無効になる可能性が高いと判断するこれまでの当社の立場に変更はなく、当連結会計年度末現在において、グヌスギ訴訟に対する訴訟損失引当金は認識しておりません。

また、当社の勝訴が確定した旧訴訟の最高裁判決の通り、Sugar Groupに対する当社の債権及びそれに関わる担保は有効であることが確認されておりますところ、Sugar Groupはその有効性を否定したため、当社は、2017年4月26日、インドネシア・中央ジャカルタ地方裁判所において、Sugar Groupを被告として、Sugar Groupの不法行為による当社の信用毀損等の損害約16億米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟（本訴）を提起しました。これに対して、Sugar Groupは、当該訴訟の手続の中で、当社による当該訴訟の提起が不法行為であると主張し、当社に対して、合計77億5千万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟（反訴）を2019年4月30日に提起しました。第一審及び第二審にて本訴請求及び反訴請求いずれも棄却されたことを受け、当社は、2021年11月19日付で本訴につき最高裁に上告していたところ、本訴及び反訴について当社の本訴請求につき一部認容するとともに、Sugar Groupの反訴請求を全て棄却する内容の最高裁判決を2022年11月8日付で受領しました。Sugar Groupは当該最高裁判決を不服とし、当該最高裁判決の取消及び反訴と同様の請求内容の司法審査（再審理）の申立を2023年3月24日に行い、当社は当該再審理申立書面を2023年12月11日付で受領していたところ、今般、Sugar Groupによる司法審査（再審理）が認容された決定書（以下、本決定書）を2026年1月19日付で当社が受領しました。本決定書によれば、最高裁は、司法審査（再審理）の結果、当社が2022年11月8日に受領した最高裁判決を取り消すことを決定した旨記載されております。また、Sugar Groupによる司法審査（再審理）における再度の反訴請求は棄却されております。

本決定書の内容は、当社が過去に勝訴した旧訴訟及び南ジャカルタ訴訟における最高裁の決定内容と矛盾する内容と考えられます。当社は、本決定書の内容を更に詳細に分析し、当該内容を踏まえて当社の取りうる法的な手段等を検討し適切な対応策を講ずる所存です。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数

4,300,000,000株

発行済株式の総数

第99期	第100期	第101期	第102期
1,698,395,498株	1,676,297,507株	1,660,758,361株	1,660,758,361株

株主数

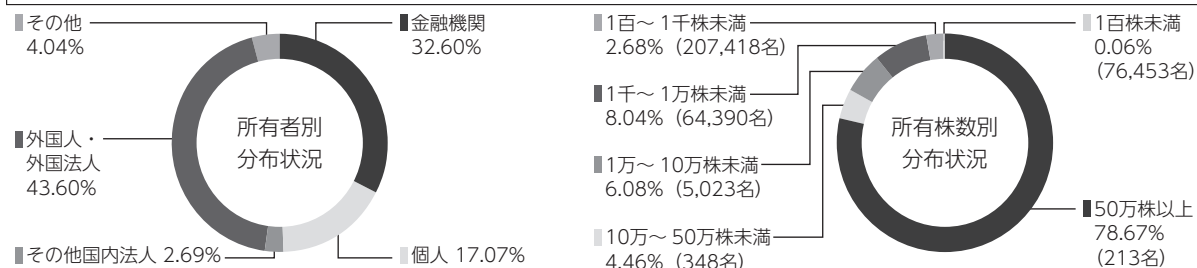
第99期	第100期	第101期	第102期
281,686名	309,000名	361,274名	353,845名

大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	238,510	14.56
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104	161,104	9.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	103,984	6.35
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント	45,562	2.78
明治安田生命保険相互会社	37,636	2.30
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	29,880	1.82
株式会社みずほ銀行	25,800	1.57
日本生命保険相互会社	23,400	1.43
ナッツ クムコ	22,790	1.39
損害保険ジャパン株式会社	22,500	1.37

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

株主分布状況



(注) 上記の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付した人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式88,748株	6名

- (注) 1. 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の改善及び1株当たりの指標改善等を目的として、2025年2月5日及び2025年5月2日(※)開催の取締役会において、以下の通り自己株式取得を決議のうえ、実施いたしました。

(※) 2025年2月5日決議の取得枠拡大及び取得期間の延長

取締役会決議日	2025年2月5日及び2025年5月2日
取得期間	2025年2月6日～2026年1月30日
取得した自己株式数	20,859,400株
取得価額の総額	69,999,893,300円

また、当社は以下の通り、2026年2月4日及び2026年5月1日(※)開催の取締役会において自己株式取得を決議しております。

(※) 2026年2月4日決議の取得枠拡大及び取得期間の延長

上記の決議に基づき2026年4月30日時点で569,900株/3,390,519,500円の自己株式を取得しております。

取締役会決議日	2026年2月4日 (変更前)	2026年5月1日 (変更後)
取得する株式の総数	500万株を上限とする	2,000万株を上限とする (1,500万株を追加)
株式の取得価額の総額	150億円を上限とする	600億円を上限とする (450億円を追加)
取得期間	2026年2月5日～2026年6月30日	2026年2月5日～2027年1月29日

政策保有株式

当社は、国内外のネットワークを通じて、広範な分野において事業活動を多角的に展開しておりますので、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。当社では、毎年個別の政策保有株式について、定量面（取得原価に対する当該投資関連損益の割合につき、当社の加重平均資本コストと比較し評価）、及び定性面（保有することによる投資先企業との関係維持・強化等）を総合的に判断のうえで、保有意義を見直しており、その内容を取締役会にて検証しております。その結果、保有意義が認められない場合には、原則として売却し、その売却実績については、取締役会にて報告することとしております。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	121	18,049
非上場株式以外の株式	38	137,120

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

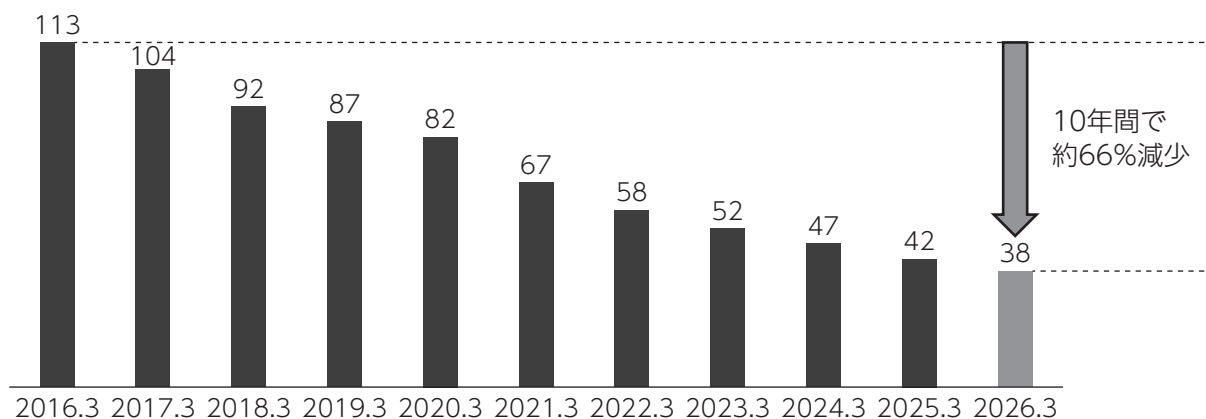
	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	100	特定領域における知見獲得・商機発掘のための株式追加取得等
非上場株式以外の株式	2	3,483	営業取引関係の維持・強化のための取引先持株会等を通じた株式取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	21	1,145
非上場株式以外の株式	7	30,308

【政策保有株式（上場一般投資株式）の推移】

2016年3月末 113銘柄 → 2026年3月末 38銘柄



Ⅲ. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

丸紅株式会社（以下、丸紅という）は、社是及び経営理念※に合った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、丸紅の業務並びに丸紅及び丸紅グループ各社（丸紅の連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社をいう。以下同じ）から成る企業集団（以下、丸紅グループという）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。丸紅は、社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	③損失の危険の管理に関する規程その他の体制	④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
<p>(1) コーポレート・ガバナンス</p> <p>①取締役及び取締役会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取締役会による取締役の監督 ●取締役会議長に原則として、代表権・業務執行権限を有さない会長が就任 ●取締役会による取締役の担当の決定 ●業務執行取締役による取締役会への業務執行状況報告 ●取締役の任期一年 ●社外取締役の選任 ●執行役員制による業務執行の効率化及び統括役員による会社の全般的経営への参画と管掌する営業部門への指導・支援 <p>②監査役及び監査役会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役及び監査役会による取締役の職務執行の監査 <p>(2) コンプライアンス</p> <p>①コンプライアンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●丸紅行動憲章、コンプライアンス・マニュアル他グループ共通の行動規範の策定 ●コンプライアンス委員会他各種委員会による諸施策 <p>②内部通報制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「相談“ホッ”とライン」、[Marubeni Anti-Corruption Hotline] の設置 <p>③反社会的勢力との関係遮断</p> <ul style="list-style-type: none"> ●反社会的な活動・勢力との一切の関係遮断 <p>(3) 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社長直轄の監査部による内部監査 ●監査部監査の取締役会及び監査役会への報告 <p>(4) 懲戒処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガバナンス・報酬委員会及び賞罰審査委員会に諮った上での厳正な処分 	<p>(1) 情報の保存及び管理並びに情報流出防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報資産管理規程を整備し、保存対象情報資産、保存期間、情報管理責任者を設定 <p>(2) 情報の閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員及び監査役は保存情報資産をいつでも閲覧可能 	<p>(1) 職務権限の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員・社員の職務権限を明確に規定 <p>(2) 稟議制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職務権限規程及び稟議規程に基づき個別案件を投融資委員会にて審議、経営会議に付議、社長決裁（当該規程で定める特例に該当する場合は、その定めによる）。更に案件重要度等に応じ取締役会で承認。重要案件をモニタリングし、経営会議へ定期報告 <p>(3) リスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リスク毎の管理方針や諸規程の下でリスク管理を実施する他、統合リスク管理を実施 ●定性リスクについては、コンプライアンス体制の強化等により管理 <p>(4) 危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害、テロ・暴動、感染症の蔓延、東京本社の機能不全等重大事態発生に対処するため、初動対応計画・事業継続計画を策定し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行 	<p>(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●丸紅グループの全役員・社員が共有する目標を設定 <p>(2) 経営会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項を審議 <p>(3) 営業部門及びコーポレートスタッフグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●統括役員及び部門長に権限を委譲 ●コーポレートスタッフグループが各専門分野にて営業部門を管理・牽制・支援 <p>(4) 職務権限・責任の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取締役会及び諸規程にて役員の担当及び各役員・社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを設定

※社 是：「正」（公正にして明朗なること）

「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）

「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）

経営理念：「丸紅は、社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」

<p>⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項</p>	<p>⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制</p>	<p>⑧その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>
<p>(1) 丸紅グループ運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループ各社の経営実態の把握、指導及び監督を行う責任者の決定 ●グループ会社の経営体制に係る指針の決定 ●グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の丸紅への適切な報告 ●グループ各社の損失の危険の適切な管理 ●グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保 ●グループ各社の法令等遵守を確保 <p>(2) コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス委員会によるグループ会社コンプライアンス活動の支援・指導 ●全グループ役員（監査役を含む）・社員並びに報告・相談の時点から前1年以内に丸紅グループの役員（監査役を含む）・社員であった者への「相談“ホット”とライン」、『Marubeni Anti-Corruption Hotline』開放 <p>(3) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内部統制委員会の活動等を通じ、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制の整備 ●グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされる体制の整備 ●開示委員会を設置し、適時適正な情報開示体制の整備 <p>(4) 監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査部による丸紅グループ各社監査 ●監査役及び会計監査人による丸紅グループ各社の往査・会計監査の実施 	<p>(1) 監査役室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役室及び監査役職務を補助する専任者の設置 <p>(2) 監査役室員の人事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役室員の人事（異動、評価、懲戒等）について、監査役の事前同意を取得 	<p>(1) 監査役による重要会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役による取締役会・経営会議その他重要会議への出席 <p>(2) 役員・社員による監査役への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社長と監査役のミーティングを定期的開催 ●取締役、CHRO、CSO、CFO、CAO、CDIO、統括役員、部門長及びコーポレートスタッフグループ部長による監査役に対する業務執行状況報告 ●丸紅に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの役員による監査役への報告 ●グループ各社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が直接又は間接的に丸紅の監査役に重要な報告を行うための体制の整備 ●監査役への報告要請に対する協力 ●監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として丸紅又は丸紅グループ各社において不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<p>(1) 監査部、会計監査人及び丸紅グループ監査役との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役による監査部及び会計監査人の監査計画の事前受領並びに定例会議による監査方針及び監査結果報告に係る意見交換 ●監査役による丸紅グループ各社監査役との連携 <p>(2) 外部専門家の起用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役による弁護士等外部アドバイザーの任用 <p>(3) 監査費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査役からの求めに応じ、外部専門家の費用その他監査役職務の執行について生ずる費用を負担するための予算を設定

2006年5月12日 制定
2025年4月1日 最終改正

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款に則り、取締役は業務を執行し、取締役会、監査役会及び監査役は重要事項の決定や取締役の業務執行の監督・監査を行っています。社外取締役の選任、執行役員制度の採用等により、実効的かつ効率的なコーポレート・ガバナンス体制の整備を継続しております。

また、公益通報者保護法を遵守すべく、丸紅グループにおける内部通報体制を整備し、同法を所管する消費者庁が公表する「指針」の内容も踏まえ、内部通報窓口の適正な運用に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産の作成及び保管、保存、廃棄等、情報資産の取り扱い・管理について、業務効率化を図るとともに、情報セキュリティレベル向上を目的として、情報資産管理規程の周知徹底を図っています。また、情報資産流出防止の運用ルールに基づき、決算情報等を含む機密情報については高セキュリティファイル共有システムにてアクセス可能な者を限定するなど、厳格な管理を継続しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

役員及び役職者は、取締役会の決議による業務担当に基づき、職務権限規程及び業務分掌規程の定めに従い、各職務及び業務のリスク管理を行いました。

重要な投資等の個別案件を審議する投融資委員会を17回開催し、稟議案件の実施状況の取締役会への報告に加え、案件特性に応じた問題点の抽出、及び事業性の再検証等を早期に実施し対応策の検討・指示を行うこと、並びに、低資本効率に留まり、当社として更なる成長戦略を描けない事業や、収益性がピークアウト傾向にある事業を中心に投資の回収を促進することを目的として、重要案件のモニタリングを実施しました。

帰属損益ROIC、IRRガイドライン等の定量基準に加え、関係CS各部の専門的見地からの分析等を通じ、個別案件の精査を引き続き行いました。また、投融資委員会等へ統括役員及び各部門の投資専門部署等が輪番参加し、それぞれの見地からの助言等を通じ、より多面的な審議を行いました。

各国の金融政策や金利動向、原材料価格等のコスト上昇、並びに地政学リスクの高まりに伴うサプライチェーンへの影響等経済環境の変化に備え、リスク管理の基本方針を定めるとともに、各部門及び海外現地法人等と緊密に連携し、リスクを適切に評価し対応を遂行するための体制を整備、運用しています。

丸紅グループBCP（国内）では、当社の事業継続に欠かすことのできない重要リソースとして「人員・建物（オフィス）・システム・決済機能・グループ会社経営に関わる重要リソース」を定め、当該重要リソースが被災した場合には社員と家族の安全を最優先に速やかな危機対応を実施する体制を構築しました。システム面では、クラウドの利用により首都圏の大規模災害時であっても業務継続が可能な環境を構築し、特にサイバー攻撃への対応として、セキュアなIT環境・サービスを構築することに加え、万一の場合でも事業活動への影響を最小限に抑えるため、セキュリティインシデント発生時における報告・対応の手引きを整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2025年2月に連結純利益、基礎営業キャッシュ・フロー等の定量目標を含む中期経営戦略GC2027を発表し、当社としては初めて時価総額目標も設定しました。

当期は経営会議を33回開催し、重要事項を審議したほか、営業部門毎の部門戦略会議、コーポレートスタッフグループ経営会議及び海外戦略会議を開催し、各組織及び各地域に関わる重要な戦略・運営方針に関して審議しました。

取締役会において役員の担当を決定するとともに、職務権限規程、その他の諸規程に定められた各役員・社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールに従い、効果的な意思決定及び業務執行をしています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

丸紅は、「事業会社規程」に基づき、丸紅グループ各社の経営実態の把握及びグループ各社に対する指導・監督に努めています。

丸紅グループ会社を対象とした「丸紅グループガバナンスポリシー」（2017年4月施行）を制定し、新規グループ会社に対し同ポリシーを踏まえたガバナンス体制の構築をサポートすることで、丸紅グループの持続的成長及び企業価値向上・最大化を図っています。

国内事業会社社長からコンプライアンス・マニュアル及び反贈収賄ハンドブック遵守の宣誓書を取得しており、宣誓にあたってはコンプライアンス・マニュアルの研修動画の視聴を義務づけています。また、海外現地法人及び海外事業会社社長からも反贈収賄ハンドブックの遵守に係る宣誓書を取得しました。

グループ会社が遵守すべきITガバナンスルールや丸紅グループ・アカウントティングポリシー等の周知徹底、グループ会社への往査や情報セキュリティアセスメント等を通じ、丸紅グループ全体での業務の適正確保を図っています。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任の監査役室員が監査役の業務を補助し、同室員の人事決定を行う場合は、人事担当役員は、事前に監査役の意見を徴し、同意を得ています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

社長と監査役とのミーティングを定期的で開催し、業務執行状況の報告及び意見交換を行いました。また、CHRO、CSO、CFO、CAO、CDIO、統括役員、海外総代表、国内支社長、部門長、戦略企画部長、成長投資マネジメント室長及びコーポレートスタッフグループ部長は監査役に対して業務執行状況の報告を行いました。さらに、経理部より監査役に対して四半期毎に決算内容の説明を実施しました。

8. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び監査部とのミーティングを毎月開催し、監査計画、子会社も含めた監査実施状況・監査結果、財務報告に係る内部統制状況等について、情報・意見交換を実施しました。

また、丸紅グループ各社の監査役との連携を図り、定期的に連絡会を開催し、各社の内部統制の構築及び運用の状況について情報・意見交換を実施しました。

IV. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末において当社役員等が保有する新株予約権の状況

① 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

発行年度 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	権利行使に際して 出資される財産の価額	権利行使期間
2016年度 (2016年6月24日)	111個	普通株式 11,100株	1個当たり 41,900円	1株当たり 1円	2016年7月12日から 2049年7月11日まで
2017年度 (2017年6月23日)	136個	普通株式 13,600株	1個当たり 67,400円	1株当たり 1円	2017年7月11日から 2050年7月10日まで
2018年度 (2018年6月22日)	129個	普通株式 12,900株	1個当たり 75,100円	1株当たり 1円	2018年7月10日から 2051年7月9日まで
2019年度 (2019年6月21日)	420個	普通株式 42,000株	1個当たり 64,000円	1株当たり 1円	2019年7月10日から 2052年7月9日まで
2020年度 (2020年6月19日)	458個	普通株式 45,800株	1個当たり 44,400円	1株当たり 1円	2020年7月10日から 2053年7月9日まで
2022年度 (2022年3月30日)	448個	普通株式 44,800株	1個当たり 124,500円	1株当たり 1円	2022年4月28日から 2055年4月27日まで

(注) その他の新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、上記権利行使期間の開始日又は当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のうちいずれか早い日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間経過した場合、新株予約権を行使することができなくなるものとし、当該時点において未行使の新株予約権を放棄したものとみなす。

② 時価総額条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

発行年度 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 払込金額	権利行使に際して 出資される財産の価額	権利行使期間
2020年度 (2020年6月19日)	104個	普通株式 10,400株	1個当たり 9,600円	1株当たり 1円	2023年7月10日から 2053年7月9日まで
2022年度 (2022年3月30日)	242個	普通株式 24,200株	1個当たり 31,900円	1株当たり 1円	2025年4月28日から 2055年4月27日まで

(注) その他の新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者による新株予約権の行使は、時価総額条件（下記参照）に従うものとする。
2. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間経過した場合、新株予約権を行使することができなくなるものとし、当該時点において未行使の新株予約権を放棄したものとみなす。

<時価総額条件の詳細>

① 当社時価総額条件成長率（*1）が、TOPIX（東証株価指数）成長率（*2）未満となった場合、新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権を全て行使することができない。

② 当社時価総額条件成長率が、TOPIX成長率以上となった場合、新株予約権者による新株予約権の行使は、以下の定めに従うものとする。

(i) 当社時価総額条件成長率が150%を超えた場合、割当てを受けた新株予約権を全て行使することができる。

(ii) 当社時価総額条件成長率が100%を超え、150%以下の場合、割当てを受けた新株予約権の一部（*3）を行使することができる。

(iii) 当社時価総額条件成長率が100%以下の場合、割当てを受けた新株予約権を全て行使することができない。

(*1) 新株予約権の割当日から権利行使期間開始日までの3年間の当社時価総額条件成長率で、以下の式で算出する数値とする。

A：権利行使期間開始日の前日（同日を含む）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と自己株式控除後の発行済株式数を乗じて算出した時価総額の平均値

B：新株予約権の割当日の前日（同日を含む）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と自己株式控除後の発行済株式数を乗じて算出した時価総額の平均値

当社時価総額条件成長率 = $A \div B$

(*2) 割当日から権利行使期間開始日までの3年間のTOPIX成長率で、以下の式で算出する数値とする。

C：権利行使期間開始日の前日（同日を含む）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

D：新株予約権の割当日の前日（同日を含む）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

TOPIX成長率 = $C \div D$

(*3) 行使できる新株予約権の個数 = 割当てを受けた新株予約権の個数 × 当社時価総額条件成長率 ÷ 150%

<区分別の内訳>

① 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

発行年度 (発行決議日)	取締役（社外取締役除く）		監査役（社外監査役除く）		執行役員	
	0個	0名	0個	0名	111個	1名
2016年度 (2016年6月24日)	0個	0名	0個	0名	111個	1名
2017年度 (2017年6月23日)	0個	0名	0個	0名	136個	1名
2018年度 (2018年6月22日)	0個	0名	0個	0名	129個	1名
2019年度 (2019年6月21日)	0個	0名	0個	0名	420個	2名
2020年度 (2020年6月19日)	0個	0名	0個	0名	458個	4名
2022年度 (2022年3月30日)	0個	0名	0個	0名	448個	1名

② 時価総額条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

発行年度 (発行決議日)	取締役（社外取締役除く）		監査役（社外監査役除く）		執行役員	
	0個	0名	0個	0名	104個	1名
2020年度 (2020年6月19日)	0個	0名	0個	0名	104個	1名
2022年度 (2022年3月30日)	0個	0名	0個	0名	242個	1名

- (注) 1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
 2. 2025年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（退任者の保有分を含む）は、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については普通株式495,500株で、時価総額条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については普通株式215,300株です。

V. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人の報酬等の額

- ①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 729百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 1,345百万円
(注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。
2. 当社の重要な子会社のうち、AGS MCKUK Holdings Limited、Columbia Grain International, LLC、Creekstone Holding Corp、Helena Agri-Enterprises, LLC、MacroSource, LLC、MAI Holding IV LLC、Marubeni Consumer Platform Asia、Marubeni Iron Ore Australia Pty. Ltd.、Marubeni LP Holding B.V.、Marubeni Oil & Gas (USA) LLC、Marubeni Resources Development Pty Ltd、Marubeni Consumer Platform U.S., Inc、MMSL Pte. Ltd.、PT. Megalopolis Manunggal Industrial Development、SmartestEnergy Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、過年度の監査計画・遂行状況及び監査時間等の推移を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しました。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、「コンフォートレター作成業務」等を委託しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、原則として、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会において、監査役の過半数をもって行われる決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議します。

連結計算書類

連結持分変動計算書

第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金 -普通株式	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益 にて公正価値 測定される金融 資産の評価差額	在外営業活動体 の換算差額
期首残高	263,711	94,954	△5,807	2,435,272	90,424	679,209
当期利益				543,852		
その他の包括利益					55,902	345,822
株式報酬取引		116	955			
自己株式の取得及び売却		△555	△69,481			
自己株式の消却						
支払配当				△165,265		
非支配持分との資本取引及びその他		7,172				
利益剰余金への振替				63,121	△35,836	
利益剰余金からの振替		295		△295		
非金融資産等への振替						
期末残高	263,711	101,982	△74,333	2,876,685	110,490	1,025,031

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者 に帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・ フロー・ヘッジ の評価差額	確定給付制度 に係る再測定	その他の資本の 構成要素合計			
期首残高	71,473	-	841,106	3,629,236	139,397	3,768,633
当期利益				543,852	15,313	559,165
その他の包括利益	△5,198	27,285	423,811	423,811	2,561	426,372
株式報酬取引				1,071		1,071
自己株式の取得及び売却				△70,036		△70,036
自己株式の消却				-		-
支払配当				△165,265	△9,330	△174,595
非支配持分との資本取引及びその他				7,172	2,138	9,310
利益剰余金への振替		△27,285	△63,121	-		-
利益剰余金からの振替				-		-
非金融資産等への振替	△6,122		△6,122	△6,122		△6,122
期末残高	60,153	-	1,195,674	4,363,719	150,079	4,513,798

(ご参考) 第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金 -普通株式	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益にて公正価値測定される金融資産の評価差額	在外営業活動体の換算差額
期首残高	263,599	98,340	△4,189	2,086,701	121,239	833,429
当期利益				502,965		
その他の包括利益					4,717	△154,220
株式報酬取引	112	△27	996			
自己株式の取得及び売却		△1,525	△48,493			
自己株式の消却		△45,879	45,879			
支払配当				△147,475		
非支配持分との資本取引及びその他		△3,053				
利益剰余金への振替				40,179	△35,532	
利益剰余金からの振替		47,098		△47,098		
非金融資産等への振替						
期末残高	263,711	94,954	△5,807	2,435,272	90,424	679,209

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジの評価差額	確定給付制度に係る再測定	その他の資本の構成要素合計			
期首残高	60,563	-	1,015,231	3,459,682	103,164	3,562,846
当期利益				502,965	12,039	515,004
その他の包括利益	18,414	4,647	△126,442	△126,442	△5,880	△132,322
株式報酬取引				1,081		1,081
自己株式の取得及び売却				△50,018		△50,018
自己株式の消却				-		-
支払配当				△147,475	△8,202	△155,677
非支配持分との資本取引及びその他				△3,053	38,276	35,223
利益剰余金への振替		△4,647	△40,179	-		-
利益剰余金からの振替				-		-
非金融資産等への振替	△7,504		△7,504	△7,504		△7,504
期末残高	71,473	-	841,106	3,629,236	139,397	3,768,633

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠してIFRS会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 324社

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「当社グループの現況に関する事項 重要な子会社の状況その他の重要な企業結合等の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法適用関連会社の数及び主要な持分法適用関連会社の名称

持分法適用関連会社 153社

主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「当社グループの現況に関する事項 重要な子会社の状況その他の重要な企業結合等の状況」に記載のとおりであります。

連結子会社及び持分法適用関連会社の数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社（371社）はその数から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 償却原価で測定される負債性金融資産

当初認識時は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いた償却原価から減損損失を控除して測定しております。実効金利法による利息は連結包括利益計算書において金融損益として認識しております。

② その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産（FVTOCIの負債性金融資産）

当初認識時は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。当初認識後は公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素において認識しております。ただし、FVTOCIの負債性金融資産からの利息については、連結包括利益計算書において金融損益として認識しております。

③ 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産（FVTPLの負債性金融資産）

公正価値で測定し、公正価値の変動は連結包括利益計算書において主に収益又は金融損益として認識しております。

④ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産（FVTOCIの資本性金融資産）

当初認識時は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。当初認識後は公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素において認識しております。ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当については、連結包括利益計算書において金融損益として認識しております。

⑤ 純損益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産（FVTPLの資本性金融資産）

公正価値で測定し、公正価値の変動及び配当は連結包括利益計算書において主に金融損益として認識しております。

⑥ 償却原価で測定される負債性金融資産及びFVTOCIの負債性金融資産の減損

償却原価で測定される負債性金融資産及びFVTOCIの負債性金融資産等については予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。各報告期間の期末日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合は、貸倒引当金を各報告期間の期末日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、各報告期間の期末日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、貸倒引当金を当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（以下「全期間の予想信用損失」という。）に等しい金額で測定しております。ただし、営業債権等については、貸倒引当金を常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は主に商品、製品及び販売用不動産で構成されており、取得原価（主に個別法又は移動平均法）と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである証拠がある場合には、評価減の戻入れを行っております。

なお、短期的な市場価格の変動により利益を獲得することを意図して棚卸資産を保有している場合、当該棚卸資産は販売費用控除後の公正価値で測定しております。

(3) 資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却費は、償却可能額を、主として、当該資産の耐用年数にわたる定額法、見積埋蔵量に基づく生産高比例法により各期に配分しております。土地は減価償却をしておりません。また、耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、当該資産の耐用年数にわたり、主に定額法により各期に配分しております。なお、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんは償却をしておりません。

(4) リースの処理方法

① リースの借手である場合

リース開始日において、原資産を使用する権利を表す使用権資産及びリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しております。使用権資産は取得原価で測定され、取得原価はリース負債の当初測定金額、リース開始日以前に支払ったリース料、当初直接コスト及び原状回復費用等により構成されております。使用権資産は原則としてリース期間にわたって減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加えて決定しております。リース負債はリース開始日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。

② リースの貸手である場合

原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転するファイナンス・リースについては、リース開始日において、リースに供された原資産の認識を中止し、ファイナンス・リースにより保有する資産を正味リース投資未回収額に等しい金額でリース債権を認識しております。オペレーティング・リースについては、その対象となる原資産を、原資産の性質に応じて連結財政状態計算書に表示しており、当該原資産に係る減価償却の方針は、貸手の同様の資産に係る減価償却の方針と整合しております。

(5) 棚卸資産を除く非金融資産の減損

有形固定資産、無形資産及びのれんについては、期末日に資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しております。このような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額の見積りを行っております。なお、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候があるか否かを問わず、最低限年1回定期的に資産の帳簿価額が回収可能価額を超過しているか否かを確認しております。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合は、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しております。

減損損失認識後は、期末日において、過去に認識した減損損失がもはや存在しないか、又は減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合は、資産の回収可能価額の見積りを行っております。見積られた回収可能価額が資産の帳簿価額を超える場合は、減損損失を戻入しております。戻入れ後の帳簿価額は、過去において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の帳簿価額（減価償却累計額控除後又は償却累計額控除後）を超えない範囲で認識しております。なお、のれんについて認識した減損損失を戻入することはしておりません。

(6) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。貨幣の時間価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。割引計算が実施される場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

(7) 退職後給付の処理方法

確定給付資産又は負債の純額の再測定はその他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益（制度資産に係る利息収益の金額を除く）等で構成されております。また、過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

(8) 収益の認識

IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスと交換に権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高い場合に収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更

連結子会社：新規21社 除外35社

持分法適用関連会社：新規11社 除外18社

(2) 組替

連結計算書類の表示方法を変更した場合には、比較情報を組替表示しております。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 担保に供している資産	
現金及び現金同等物・定期預金	3,327百万円
営業債権及び貸付金	7,102百万円
その他の金融資産	71,009百万円
棚卸資産	7,581百万円
持分法で会計処理される投資	35,921百万円
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	45,551百万円
その他	16,673百万円
合 計	187,164百万円
2. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及び貸付金	25,240百万円
長期営業債権及び長期貸付金	31,139百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,641,305百万円
4. 偶発負債	
保証債務	
通常の事業の一環として関連会社及び一般取引先（以下「被保証者」という。）の負っている義務に対し、様々な保証を行っておりますが、主たる保証は、被保証者の外部借入金等に対する返済を第三者に対し保証するものであります。	
当連結会計年度末の保証総額は376,192百万円であり、第三者による再保証等の金額7,654百万円を控除すると、368,538百万円となります。	
なお、保証総額（要求払い保証総額）は、履行可能性の程度にかかわらず、保証を履行すべき事象が発生した際に要求される契約上の想定しうる将来最大支払額を表示しております。	

訴訟等

当社は、2011年3月17日付でインドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）において当社が勝訴した訴訟（以下「旧訴訟（※）」という。）と同一の請求内容である、損害賠償請求等を求める南ジャカルタ訴訟及びグヌスギ訴訟（併せて以下「現訴訟」という。）について、第一審及び第二審での一部敗訴を受け最高裁に上告しておりましたが、南ジャカルタ訴訟については2017年5月17日に、グヌスギ訴訟については2017年9月14日に、それぞれ最高裁判決を受領しました。

（※）当社がインドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa及びPT. Sweet Indolampungに対して債権を保有し、支払の督促を行っていたところ、当該債務者2社を含むSugar Groupに属する企業（PT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）が債権者である当社を被告に含めて当社債権・担保の無効確認及び損害賠償の請求を行ったもの。

南ジャカルタ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下のとおりであります。

被告6名のうち当社及び丸紅欧州会社を含む被告4名が連帯して原告5社（Sugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

グヌスギ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下のとおりであります。

被告7名のうち当社を含む被告5名が連帯して原告4社（Sugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram及びPT. Indolampung Distillery）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

現訴訟は、旧訴訟と同一内容の請求に関して、Sugar Groupに属する企業が再び当社らを提訴したものであり、上記の判決内容は、Sugar Groupに属する企業の主張を棄却した旧訴訟での最高裁自身の判決と矛盾するものであると考えられます。そのため、当社は、インドネシア最高裁判所法に基づき、南ジャカルタ訴訟については2017年10月24日に、またグヌスギ訴訟については2018年2月6日に、それぞれ最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てました。

このうち、南ジャカルタ訴訟について、当社は最高裁再審理決定の決定書を、2020年12月30日に受領しております。当該決定書には、2020年8月24日付で当社の司法審査（再審理）請求を認容し、当社が2017年5月17日に受領した当社敗訴の南ジャカルタ訴訟最高裁判決を取り消したうえで、原告であるSugar Groupに属する企業の請求を全て棄却する旨が記載されております。

他方、グヌスギ訴訟について、当社は、2018年10月8日付で当社の司法審査（再審理）申立を不受理とする旨の最高裁再審理決定の決定書を、2020年2月3日にグヌスギ地方裁判所（以下「グヌスギ地裁」という。）より受領しております。前述のとおり、当社は2017年9月14日に最高裁判決を受領し、同受領日から180日以内という司法審査（再審理）申立期限内である2018年2月6日に司法審査（再審理）を申し立てましたが、最高裁再審理決定では、当社の最高裁判決受領日は2016年12月8日と認定され、2018年2月6日の司法審査（再審理）申立は申立期限経過後になされたため不受理とされております。

しかしながら、当社の最高裁判決受領日が2017年9月14日であることは当社が受領した判決通知書から明らかである一方、最高裁が当社の最高裁判決受領日を2016年12月8日と認定するために採用した証拠は最高裁再審理決定では明示されておらず、当該決定は明らかな事実誤認に基づく不当なものであると考えられます。当社は、最高裁再審理決定の内容を分析し、インドネシア最高裁判所法に基づく司法審査（再審理）制度の下で最高裁再審理決定に対する当社の取りうる法的な手段等を検討した結果、最高裁再審理決定と旧訴訟最高裁判決間に矛盾があることを理由に、2020年5月18日、最高裁に対して2回目の司法審査（再審理）を申し立てました。ところが、申立書類の提出先であるグヌスギ地裁は2020年5月20日付で、最高裁再審理決定と旧訴訟最高裁判決間の矛盾の不存在を理由に当社の申立を受理せず申立書類を最高裁に回付しないことを決定しました。インドネシア最高裁判所法等関連法令上、かかる判断は司法審査（再審理）の実施機関である最高裁の職責に属する事項であるとされており、グヌスギ地裁の決定が不当であることは明らかであること、また、前述のとおり当社が勝訴した南ジャカルタ訴訟司法審査（再審理）の結果を踏まえて、当社は最高裁に対して、改めてグヌスギ訴訟に関する2回目の司法審査（再審理）を2021年5月31日付で申し立て、グヌスギ地裁に受理されました。しかしながら、2022年7月28日付で当社の2回目の司法審査（再審理）申立を不受理とする旨の最高裁再審理決定の決定書を、当社は2024年1月30日に受領しました。当社は、1回目のグヌスギ訴訟の司法審査（再審理）の不受理決定と、当社が勝訴した南ジャカルタ訴訟の司法審査（再審理）の決定との間に矛盾があることを理由に、2回目の司法審査（再審理）を申し立てておりましたが、前者については不受理という手続的判断であり、実体審理のうえで判断がなされた後者とは矛盾があるとは評価できないと判断され、司法審査（再審理）の要件を満たさないため不受理とされております。1回目のグヌスギ訴訟の司法審査（再審理）の不受理決定により維持されるグヌスギ訴訟の最高裁判決と、当社の主張が認容され勝訴した南ジャカルタ訴訟での司法審査（再審理）の決定の間には、当社の債権・担保の有効性に関する判断において矛盾があるにもかかわらず、当社の申し立てが認められず、実体審理が正当になされないまま不受理とされた当該決定は不当なものであると考えられます。

2026年5月12日現在においては、今回の不受理決定の内容の不当性を踏まえた対応策を講ずる方針であり、グヌスギ訴訟の最高裁判決が無効になる可能性が高いと判断するこれまでの当社の立場に変更はなく、当連結会計年度末現在において、グヌスギ訴訟に対する訴訟損失引当金は認識しておりません。

また、旧訴訟において、Sugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa及びPT. Sweet Indolampungに対する当社の債権及びそれに関わる担保が有効であることが確認されておりますところ、Sugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta（以下、本段落において「Sugar Group被告企業」という。）はその有効性を否認したため、当社は、2017年4月26日、インドネシア・中央ジャカルタ地方裁判所において、Sugar Group被告企業に対して、Sugar Group被告企業の不法行為による当社の信用毀損等の損害約16億米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟（本訴）を提起しました。これに対して、Sugar Group被告企業は、当該訴訟の手続のなかで、当社による当該訴訟の提起が不法行為であると主張し、当社に対して合計77億5千万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟（反訴）を2019年4月30日に提起しました。第一審及び第二審にて本訴請求及び反訴請求いずれも棄却されたことを受け、当社は、2021年11月19日付で本訴につき最高裁に上告していたところ、本訴及び反訴について、当社の本訴請求につき一部認容するとともに、Sugar Group被告企業の反訴請求を全て棄却する内容の最高裁判決を2022年11月8日付で受領しました。Sugar Group被告企業は当該最高裁判決を不服とし、当該最高裁判決の取消及び反訴と同様の請求内容の司法審査（再審理）の申立を2023年3月24日に行い、当社は当該再審理申立書面を2023年12月11日付で受領していたところ、今般、Sugar Group被告企業による司法審査（再審理）が認容された決定書（以下「本決定書」という。）を2026年1月19日付で当社が受領しました。本決定書によれば、最高裁は、司法審査（再審理）の結果、当社が2022年11月8日に受領した最高裁判決を取り消すことを決定した旨記載されております。また、Sugar Group被告企業による司法審査（再審理）における再度の反訴請求は棄却されております。

当社グループは、全世界的な規模で営業活動を行っており、日本及びそれ以外の地域の諸監督機関の指導監督の下に活動しております。このような営業活動は、リスクを伴うこともあり、時として提訴されたり、クレーム等を受けることもあります。当連結会計年度末現在においても種々の未解決の事項がありますが、上記を除き、将来、当社の連結計算書類に重要な影響を与えるおそれのあるものはないと考えております。

<連結包括利益計算書に関する注記>

1. 固定資産評価損
当連結会計年度において、石油・ガス開発事業における有形固定資産の評価損19,644百万円を認識しております。
2. 有価証券損益
当連結会計年度の「有価証券損益」には下記のものが含まれます。
 - (1) 当社は、第一生命ホールディングス株式会社（現、株式会社第一ライフグループ）と、2025年2月28日付で「国内不動産事業の統合に関する事業統合契約」及び「株主間契約」を締結し、2025年7月1日付で両社の国内不動産事業統合（以下「本事業統合」という。）を完了しました。
本事業統合に伴い、当社の連結子会社であった丸紅都市開発は、当社の国内不動産開発・所有賃貸事業及び当社の連結子会社3社の株式を承継したうえで、第一生命ホールディングス株式会社の子会社3社の株式を取得し、その対価として丸紅都市開発の株式の50%を第一生命ホールディングス株式会社に交付することで、当社と第一生命ホールディングス株式会社がそれぞれ50%ずつ出資する持株会社「第一ライフ丸紅リアルエステート」となりました。
本事業統合の結果、当社は丸紅都市開発、当社の国内不動産開発・所有賃貸事業及び連結子会社3社（以下「子会社等」という。）に対する支配を喪失したため、子会社等の支配喪失に伴う公正価値評価益76,455百万円を認識しております。
 - (2) 北米貨車リース事業の売却に伴う売却益13,869百万円を認識しております。

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,660,758,361株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月16日 取締役会	普通株式	82,939百万円	50円00銭	2025年3月31日	2025年6月2日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	82,326百万円	50円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	94,213百万円	利益剰余金	57円50銭	2026年3月31日	2026年6月1日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 710,800株

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、関係強化あるいはその他の目的で様々な金融商品に投資を行っており、そのうち、負債性金融資産については、償却原価で測定される負債性金融資産、FVTOCIの負債性金融資産又はFVTPLの負債性金融資産に分類し、資本性金融資産については、FVTOCIの資本性金融資産又はFVTPLの資本性金融資産に分類しております。金融商品の公正価値は、活発な市場における公表価格で測定しております。金融商品に関する市場が活発でない、又は市場が存在しない場合は、適切な評価技法を用いて公正価値を測定しております。

営業債権及び貸付金に係る取引先の信用リスクは、信用リスクの未然防止のために信用供与の実施に際してリスク管理を徹底しております。

資金調達に関しては、資産構成に合わせた最適資金調達を基本方針とし、銀行をはじめとした金融機関からの間接調達と、社債、コマーシャル・ペーパー等の直接調達を実施しております。

デリバティブ取引については、為替、金利、商品等に係る市場リスクを回避するために行っているヘッジ目的のデリバティブ取引のほか、トレーディング目的でのデリバティブ取引を行っております。このような取引については、厳密なポジションと損失の限度額を設定し、実際のポジション及び損益状況を定期的にマネジメントに報告しております。

2. 金融商品の公正価値等及び公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値の見積りは入手しうる市場情報又は他の適切な評価方法によっております。金融商品の公正価値の開示に際し以下の方法と仮定を使用しております。

- (1) 営業債権及び貸付金の公正価値は、主に同一の残存期間で同程度の信用格付を有する営業債権及び貸付金に適用される期末日の金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。FVTPLの営業債権及び貸付金は、当社の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、FVTPLで事後測定するものとして分類されたものであり、それを除く営業債権及び貸付金は償却原価にて測定しております。当連結会計年度末における償却原価にて測定する営業債権及び貸付金の公正価値は帳簿価額に近似しており、レベル3に区分しております。
- (2) 活発な市場のある有価証券の公正価値は、期末日の公表価格に基づいて測定しております。活発な市場のない資本性金融資産及びFVTOCI又はFVTPLの金融資産に分類される負債性金融資産の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー、第三者による鑑定評価及びその他の評価方法により測定しております。償却原価で測定されている負債性金融資産の公正価値は、同一の残存期間で同程度の信用格付を有する負債性金融資産に適用される期末日の市場金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。償却原価で測定されている負債性金融資産の公正価値は帳簿価額に近似しております。
- (3) 社債及び借入金の公正価値は、同じ償還期限を有する類似の借入契約に適用される期末日の金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。当該公正価値は帳簿価額に近似しており、レベル3に区分しております。
- (4) 現金及び現金同等物並びに定期預金の公正価値は帳簿価額に近似しております。
- (5) 営業債務の公正価値は帳簿価額に近似しております。
- (6) その他の金融資産及びその他の金融負債のうち、デリバティブ資産及びデリバティブ負債の帳簿価額は公正価値であります。また、非デリバティブ資産及び非デリバティブ負債の公正価値は帳簿価額に近似しております。

当社及び連結子会社は、特定の資産及び負債を公正価値で測定しております。公正価値の測定のために使われるインプットは、市場における観察可能性に応じて以下の3つのレベルに区分されております。

レベル1：測定日において当社及び連結子会社がアクセス可能な、同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の、直接又は間接的に観察可能な、資産又は負債に関するインプット

レベル3：資産又は負債に関する観察不能なインプット

当連結会計年度末において、当社及び連結子会社が経常的に公正価値で測定している資産及び負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
純損益を通じて公正価値測定された 非デリバティブ金融資産				
営業債権及び貸付金	-	17,486	-	17,486
その他の投資（資本性）	-	-	2	2
その他の投資（負債性）	-	41,047	57,401	98,448
その他の金融資産	-	-	34,240	34,240
その他の包括利益を通じて公正価値 測定された非デリバティブ金融資産				
その他の投資（資本性）	149,639	-	93,079	242,718
デリバティブ取引				
金利取引	-	855	-	855
為替取引	-	23,494	-	23,494
商品取引	60,421	325,674	36,222	422,317
その他	-	-	408	408
負債（△）				
デリバティブ取引				
金利取引	-	△56,958	-	△56,958
為替取引	-	△7,650	-	△7,650
商品取引	△35,957	△305,062	△32,317	△373,336
その他	-	-	△669	△669

レベル1に区分されているその他の投資は、主に活発な市場のある資本性証券であり、デリバティブ取引は商品に係るデリバティブ取引であります。これらは活発な市場における無調整の相場価格によって評価しております。

レベル2に区分されている営業債権及び貸付金は将来の市場価格で決済される営業債権であり、その他の投資は主に活発な市場のある金融商品に投資する非上場の投資信託であり、デリバティブ取引は主に金利スワップ、為替予約及び商品に係るデリバティブ取引であります。これらはレベル1には属さない、活発ではない市場における同一資産の相場価格、活発な市場における類似資産又は類似負債、若しくは取引金融機関から提示された基準価額等に基づき評価され、商品取引所の相場価格、外国為替相場及び金利等の観察可能なインプットを使用して、主にマーケットアプローチで評価しております。

レベル3に区分されたその他の投資は主に活発な市場のない資本性証券であり、デリバティブ取引は主に商品に係るデリバティブ取引であります。これらは、活発な市場における類似資産又は類似負債がない、又は極端な流動性の低下等により相場価格が歪められている等の理由で観察可能なインプットが使用できないため、合理的に入手可能なインプットや多くの市場参加者が合理的だとして採用しているインプット等によって、主にインカムアプローチで評価しております。

経常的に公正価値で評価される資産及び負債のうち、レベル3に区分された投資の公正価値の測定に関する重要な観察不能なインプットは割引率であります。公正価値は割引率の上昇（低下）により減少（増加）することとなります。当連結会計年度末において、当社及び連結子会社が公正価値の測定に使用している加重平均割引率は、11.2%となっております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間の振替はありません。

当連結会計年度において、当社及び連結子会社が経常的に公正価値で測定しているレベル3の資産及び負債の増減は以下のとおりであります。

当連結会計年度

	純損益を通じて公正価値測定された非デリバティブ金融資産		その他の包括利益を通じて公正価値測定された非デリバティブ金融資産	デリバティブ取引	
	その他の投資 (百万円)	その他の金融資産 (百万円)	その他の投資 (百万円)	商品取引 (百万円)	その他 (百万円)
期首残高 (資産/負債 (△))	47,022	23,708	88,894	17,234	1,301
純損益	2,267	22,536	-	△7,850	△1,558
その他の包括利益	-	-	3,611	-	-
購入	11,341	-	378	-	-
売却/償還	△3,058	△11,999	△2,981	-	-
決済	-	-	-	△6,667	-
振替	△1,308	-	854	-	-
連結範囲の異動による影響	-	-	-	-	-
レベル3へ (から) の振替	-	-	-	-	-
その他	1,139	△5	2,323	1,188	△4
当連結会計年度末残高 (資産/負債 (△))	57,403	34,240	93,079	3,905	△261
当連結会計年度末に保有する資産及び負債に係る当連結会計年度の損益	1,941	22,536	-	709	△1,043

連結包括利益計算書上、上記の資産及び負債に係る損益について、その他の投資に係る損益は主に「有価証券損益」に、その他の金融資産に係る損益は主に「サービスに係る手数料等」に、デリバティブ取引に係る損益は主に「商品の販売等に係る原価」又は「その他の収益」、「その他の費用」に含まれております。上記のその他の包括利益は連結包括利益計算書上の「その他の包括利益にて公正価値測定される金融資産の評価差額」であります。また、上記のその他は主に連結包括利益計算書上の「在外営業活動体の換算差額」であります。

レベル3に区分されている資産、負債については当社で定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が、対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。また、必要に応じて適切な第三者評価機関から鑑定評価等を入手しております。公正価値測定の結果は、担当部署から独立したコーポレートスタッフグループがレビューしております。

レベル3に区分されている資産のうち、「純損益を通じて公正価値測定されたその他の投資」及び「その他の包括利益を通じて公正価値測定されたその他の投資」の評価に使用されているインプットを代替的な仮定に変更した場合、当連結会計年度末においては、著しい公正価値の変動はありません。

<収益認識に関する注記>

当社及び連結子会社の関与する取引には、財又はサービスを顧客に提供する契約あるいは金銭授受の当事者として行う仕切取引や、買手と売手との間で直接取引代金の決済が行われ、当社及び連結子会社が買手と売手いずれか一方、若しくは両方から手数料を受け取る代行取引等、種々の形態があります。

当社及び連結子会社は、それらの取引から生じる収益を顧客との契約に基づき、「商品の販売等に係る収益」、「サービスに係る手数料等」に区分して表示しており、財又はサービスを顧客に移転する前に支配している場合には本人取引として「商品の販売等に係る収益」に含め、そうでない場合には取引により得られた対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額のみを、代理人取引として「サービスに係る手数料等」に含めております。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外に、当社及び連結子会社は主に、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益、並びに一部の商品取引等に係る収益を、リース契約についてはIFRS第16号「リース」に基づく収益をその他の源泉から認識した収益として集計しております。

当連結会計年度における「収益」の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度

(単位：百万円)

	ライフスタイル	食料・アグリ	金属	エネルギー・ 化学品	電力・インフラ サービス	金融・リース・ 不動産
商品の販売等に係る収益	621,019	3,257,083	256,244	1,158,128	215,912	8,356
サービスに係る手数料等	23,034	7,281	20,021	37,566	7,214	15,625
その他の源泉から認識した収益	-	456,159	642,652	170,145	262,197	604
合計	644,053	3,720,523	918,917	1,365,839	485,323	24,585

	エアロスペース・ モビリティ	情報 ソリューション	次世代事業開発	次世代コーポレート ディベロップメント	その他	連結
商品の販売等に係る収益	623,910	198,343	175,701	37,833	△9,896	6,542,633
サービスに係る手数料等	9,804	4,586	6,658	88	1,997	133,874
その他の源泉から認識した収益	57,577	-	-	-	-	1,589,334
合計	691,291	202,929	182,359	37,921	△7,899	8,265,841

(注) 1. セグメント間取引は、通常の市場価格により行われております。

2. 「その他」には、特定のオペレーティング・セグメントに帰属しない収益及びセグメント間の内部取引消去等が含まれております。

当社及び連結子会社における契約残高の内訳は、以下のとおりであります。連結財政状態計算書上、顧客との契約から生じた債権は「営業債権及び貸付金」及び「長期営業債権及び長期貸付金」に、契約負債は「その他の流動負債」に含めております。なお、契約資産の金額に重要性はありません。また、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、契約負債の期首残高は概ね期末までに収益に振り替えられており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	834,677百万円	911,829百万円
契約負債	175,309百万円	179,603百万円

商品の販売においては、当社及び連結子会社が出荷を手配する場合、船荷証券・倉庫証券・貨物引換証・荷渡指示書等を買主に引き渡した時等、契約上の受渡条件が履行された時点をもって収益を認識しており、商品の販売契約の大半の取引において、履行義務は一時点で充足されます。

顧客の資産を創出又は増価させる工事契約については、履行義務は工事の進捗に応じて充足され、工事契約における履行義務を有する期間にわたり、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生したコストの範囲でのみ収益を認識しております。工事契約に係る収益に金額的重要性はないため、「商品の販売等に係る収益」に含めて表示しております。サービスに係る手数料等は、主に代理人取引としての手数料であり、契約及び関連する法令・判例・取引慣行等に基づいて、顧客から対価の支払を受ける権利を得たと判断される役務提供完了時に収益を認識しております。

なお、履行義務の充足時点である取引成立時点から主に3ヵ月以内に支払を受けておりますが、履行義務の充足前に受領し、契約負債として計上する場合があります。変動対価や買戻し義務を含む収益の額に金額の重要性はありません。

顧客との契約から生じる収益に関する各オペレーティング・セグメントにおける主な財又はサービスの内容及び履行義務の充足時点については以下のとおりであります。

	主な財又はサービスの内容及び履行義務の充足時点
ライフスタイル	アパレル、服飾雑貨、生活用品、ゴム、産業資材、繊維資材、コンベヤベルト、タイヤ、チップ、パルプ、紙・板紙製品、衛生用品、スマートデバイス等の販売等を行っており、主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
食料・アグリ	農業資材、加工食品、穀物、油脂の販売等を行っており、主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
金属	鉄鋼原料資源の開発及び軽金属の製造・加工・販売等を行っており、主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
エネルギー・化学品	石油化学品、石油製品、LNG等の販売及びトレーディング等を行っており、契約上の受渡条件が履行された時点及び役務提供完了時において収益を認識しております。
電力・インフラサービス	発電・送変電機器やインフラ関連設備の工事契約については工事の進捗度に応じて複数の会計期間にわたり収益を認識しており、発電所や設備の保守・運営等については役務提供完了時、電力の卸売・小売や機械・機器類の販売等については主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
金融・リース・不動産	プライベートエクイティファンド事業、不動産開発事業及びプロパティマネジメント事業、保険事業を行っており、主に役務提供完了時または引き渡し時に収益を認識しております。
エアロスペース・モビリティ	航空機・防衛宇宙関連機器・建設機械・鉱山機械・自動車の販売等を行っており、主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
情報ソリューション	ネットワークサービスおよびシステムソリューションサービスについては、主に契約上の受渡条件が履行された時点もしくは複数の会計期間にわたり収益を認識しております。
次世代事業開発	産業機械・工作機械・医薬品の販売等を行っており、主に契約上の受渡条件が履行された時点において収益を認識しております。
次世代コーポレートディベロップメント	ライフスタイルブランド事業、コーヒーチェーンのフランチャイズ事業、並びに、ビューティ・ヘルス事業において商品の製造・販売等を行っており、顧客への商品の引渡時点において収益を認識しております。

取引価格の算定においては、値引き、リベート等による変動対価の影響を考慮し、商品又はサービス等の移転から対価の支払までの期間が1年以内と見込んでいる場合には、重大な金融要素の影響について調整しておりません。変動対価の見積りは過去の経験に基づく期待値又は考え得る対価の範囲における最も可能性の高い金額を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。契約で識別された履行義務が複数ある場合、それぞれの履行義務に配分する取引価格は独立販売価格の比率で配分しております。

当社及び連結子会社が未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格及び翌連結会計年度の収益認識見込額は以下のとおりであります。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格 475,218百万円
 翌連結会計年度の収益認識見込額 137,641百万円

なお、当該金額には、当初の契約の予想期間が1年以内の残存履行義務、及び、固定金額に提供したサービスの時間数を乗じた金額を請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益認識している残存履行義務に係る取引価格を含めておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり親会社の株主に帰属する持分 2,663円18銭

1株当たり親会社の株主に帰属する持分の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

分子項目 (百万円)	
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,363,719
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する持分調整額	
親会社の株主に帰属しない金額	369
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する持分	4,363,350
分母項目 (株)	
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する期末普通株式数	1,638,396,915

2. 基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益 330円42銭
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益 330円09銭

基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益及び希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

分子項目 (百万円)	
親会社の所有者に帰属する当期利益	543,852
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する利益調整額	-
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する当期利益	543,852
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する利益調整額	-
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する当期利益	543,852
分母項目 (株)	
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数	1,645,964,145
希薄化効果の影響	
新株予約権に係る調整	710,612
譲渡制限付株式に係る調整	-
時価総額条件型譲渡制限付株式に係る調整	907,318
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数	1,647,582,075

<重要な後発事象に関する注記>

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議しております。これに加え、2026年5月1日開催の取締役会において、自己株式の取得枠の増額及び取得期間の延長を以下のとおり決議いたしました。

① 変更の理由

機動的な資本政策の遂行及び株主還元の更なる拡充を図るため

② 取得に係る事項の変更内容

	変更前 (2026年2月4日付取締役会決議)	変更後 (2026年5月1日付取締役会決議)
取得する株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得する株式の総数	500万株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く) に対する割合約0.3%)	2,000万株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く) に対する割合約1.2%)
株式の取得価額の総額	150億円を上限とする	600億円を上限とする (450億円を追加)
取得期間	2026年2月5日～2026年6月30日	2026年2月5日～2027年1月29日

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項 目	第102期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	第101期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	559,165	515,004
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	209,060	199,321
固定資産損益	15,282	11,685
金融損益	△75,314	13,145
持分法による投資損益	△338,300	△292,880
法人所得税	105,292	114,203
営業債権の増減	31,522	24,160
棚卸資産の増減	△63,362	△19,450
営業債務の増減	29	△19,302
その他-純額	△4,868	△71,605
利息の受取額	23,657	22,857
利息の支払額	△79,260	△81,310
配当金の受取額	220,930	247,815
法人所得税の支払額	△68,435	△65,698
営業活動によるキャッシュ・フロー	535,398	597,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額	197	△367
有形固定資産の売却による収入	24,301	12,783
貸付金の回収による収入	50,831	6,663
子会社の売却による収入 (処分した現金及び現金同等物控除後)	77,655	12,167
持分法で会計処理される投資及びその他の投資等の売却による収入	138,402	127,655
有形固定資産の取得による支出	△153,490	△177,554
貸付による支出	△21,404	△3,776
子会社の取得による支出 (取得した現金及び現金同等物控除後)	△80,058	△50,197
持分法で会計処理される投資及びその他の投資等の取得による支出	△154,426	△322,677
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117,992	△395,303
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の純増減額	△76,918	2,883
社債及び長期借入金等による調達	458,747	540,487
社債及び長期借入金等の返済	△601,563	△487,983
親会社の株主に対する配当金の支払額	△165,265	△147,475
自己株式の取得及び売却	△70,041	△50,021
非支配持分からの払込による収入	240	31,770
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△2,081	△3,495
その他	△9,330	△8,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	△466,211	△122,035
為替相場の変動の現金及び現金同等物に与える影響	30,856	△15,336
現金及び現金同等物の純増減額	△17,949	65,271
現金及び現金同等物の期首残高	569,144	506,254
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	△131	△2,381
現金及び現金同等物の期末残高	551,064	569,144

計算書類

貸借対照表

科 目	第102期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2025年3月31日現在)
資産の部	百万円	百万円
[流 動 資 産]	1,280,434	1,317,031
現金及び預金	99,975	224,014
受取手形	1,706	1,731
売掛金	382,213	374,127
商品	165,095	163,017
前渡金	17,719	21,225
短期貸付金	419,381	434,429
その他	199,410	100,527
貸倒引当金	△5,065	△2,039
[固 定 資 産]	2,763,380	2,721,398
有形固定資産	7,949	12,556
建物	2,083	2,258
構築物	717	876
機械及び装置	1,430	1,876
車両運搬具	356	332
工具、器具及び備品	1,907	2,206
土地	1,456	5,008
無形固定資産	21,963	22,615
ソフトウェア	21,308	21,864
その他	655	751
投資その他の資産	2,733,468	2,686,227
投資有価証券	170,078	159,662
関係会社株式	1,779,877	1,825,532
その他の関係会社有価証券	5,275	5,182
出資金	445	1,391
関係会社出資金	99,672	102,471
長期貸付金	698,108	566,233
固定化営業債権	7,813	10,796
前払年金費用	3,755	3,418
繰延税金資産	-	73,282
その他	38,695	41,204
貸倒引当金	△58,925	△91,242
投資損失引当金	△11,325	△11,702
[繰 延 資 産]	1,573	1,104
社債発行費	1,573	1,104
資産合計	4,045,387	4,039,533

科 目	第102期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2025年3月31日現在)
負債の部	百万円	百万円
[流 動 負 債]	1,066,513	1,137,713
支払手形	99,241	80,231
買掛金	305,631	307,450
短期借入金	151,737	252,018
1年内償還予定の社債	92,940	134,760
未払金	94,911	72,667
前受金	9,564	10,932
工事損失引当金	5,212	6,746
預り金	204,113	220,931
その他	103,164	51,978
[固 定 負 債]	1,870,210	1,831,136
社債	351,880	389,520
長期借入金	1,470,855	1,424,479
繰延税金負債	16,513	-
退職給付引当金	1,922	-
債務保証損失引当金	3,286	2,640
その他	25,754	14,497
負債合計	2,936,723	2,968,849
純資産の部		
[株 主 資 本]	1,338,804	1,208,352
資本金	263,711	263,711
資本剰余金		
資本準備金	92,098	92,098
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,057,314	858,336
自己株式	△74,319	△5,793
[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	△230,618	△138,193
その他有価証券評価差額金	67,346	58,163
繰延ヘッジ損益	△297,964	△196,356
[新 株 予 約 権]	478	525
新株予約権	478	525
純資産合計	1,108,664	1,070,684
負債純資産合計	4,045,387	4,039,533

損益計算書

科 目	第102期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		(ご参考) 第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
	百万円	百万円	百万円	百万円
収益		2,280,233		2,074,351
商品の販売等に係る原価		2,173,526		1,975,147
売上総利益		106,707		99,204
販売費及び一般管理費		178,609		178,777
営業損失 (△)		△71,902		△79,573
営業外収益		436,416		500,390
受取利息	34,160		36,555	
有価証券利息	-		26	
受取配当金	392,837		447,742	
為替差益	1,113		8,819	
雑収入	8,306		7,248	
営業外費用		65,935		67,241
支払利息	34,615		41,781	
社債利息	17,086		14,183	
雑支出	14,234		11,277	
経常利益		298,579		353,576
特別利益		93,351		36,245
固定資産売却益	1,387		1,364	
投資有価証券売却益	23,997		19,485	
関係会社株式売却益	40,235		9,984	
事業譲渡益	3,408		3	
関係会社事業損失引当金戻入額	24,324		5,409	
特別損失		14,564		22,489
固定資産売却損	395		198	
投資有価証券売却損	210		11	
関係会社株式売却損	8,623		3,925	
投資有価証券評価損	913		638	
関係会社株式評価損	4,423		17,689	
減損損失	-		28	
税引前当期純利益		377,366		367,332
法人税、住民税及び事業税		△14,262		△9,533
法人税等調整額		10,393		△10,398
当期純利益		381,235		387,263

株主資本等変動計算書

第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金							
当期首残高	263,711	92,098	-	858,336	△5,793	1,208,352	58,163	△196,356	△138,193	525	1,070,684
当期変動額											
剰余金の配当				△165,265		△165,265					△165,265
当期純利益				381,235		381,235					381,235
新株の発行						-					-
自己株式の取得					△70,018	△70,018					△70,018
自己株式の処分			△295		1,492	1,197					1,197
自己株式の消却						-					-
利益剰余金からの 振替			295	△295		-					-
会社分割による減少				△16,697		△16,697					△16,697
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							9,183	△101,608	△92,425	△47	△92,472
当期変動額合計	-	-	-	198,978	△68,526	130,452	9,183	△101,608	△92,425	△47	37,980
当期末残高	263,711	92,098	-	1,057,314	△74,319	1,338,804	67,346	△297,964	△230,618	478	1,108,664

（ご参考）第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金							
当期首残高	263,599	91,986	-	668,178	△4,175	1,019,588	81,554	△209,398	△127,844	803	892,547
会計方針の変更による 累積的影響額				△2,532		△2,532		2,532	2,532		-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	263,599	91,986	-	665,646	△4,175	1,017,056	81,554	△206,866	△125,312	803	892,547
当期変動額											
剰余金の配当				△147,475		△147,475					△147,475
当期純利益				387,263		387,263					387,263
新株の発行	112	112				224					224
自己株式の取得					△50,009	△50,009					△50,009
自己株式の処分			△1,219		2,512	1,293					1,293
自己株式の消却			△45,879		45,879	-					-
利益剰余金からの 振替			47,098	△47,098		-					-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							△23,391	10,510	△12,881	△278	△13,159
当期変動額合計	112	112	-	192,690	△1,618	191,296	△23,391	10,510	△12,881	△278	178,137
当期末残高	263,711	92,098	-	858,336	△5,793	1,208,352	58,163	△196,356	△138,193	525	1,070,684

個別注記表

<重要な会計方針に関する注記>

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産
主に移動平均法ないし個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) トレーディング目的で保有する棚卸資産
時価法によっております。

2. 棚卸資産以外の資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - ① 売買目的有価証券：時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ② 満期保有目的債券：償却原価法によっております。
 - ③ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。
 - ④ その他有価証券
(市場価格のない株式等以外のもの)：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
(市場価格のない株式等)：移動平均法による原価法によっております。
- (2) デリバティブ：時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 - ① リース資産以外の有形固定資産
定額法によっております。
 - ② リース資産
(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
自己所有の有形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (2) 無形固定資産
 - ① リース資産以外の無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。
 - ② リース資産
(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
自己所有の無形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

- (1) 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 社債発行費は、償還期限までの期間で均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。
- (2) 投資損失引当金
子会社株式等の実質価額が低下している場合、回復可能性を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事について、翌事業年度以降の損失発生見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14.7年）による定額法により按分した額を発生の日翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した退職給付債務と年金資産の差額を、退職給付引当金又は前払年金費用（投資その他の資産）として貸借対照表に計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金
子会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 : 主に、繰延ヘッジ処理を適用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を適用しております。なお、為替予約等のうち、外貨建金銭債権債務に付しているものについては振当処理を適用しております。
- (2) ヘッジ対象とヘッジ手段 : 主に為替変動、金利変動、価格変動等の市場リスクを、為替予約取引、金利スワップ、商品先物取引等により個別又は包括にヘッジしております。
- (3) ヘッジ方針 : 取引部課の所属する営業部門ごとにリスク管理方針を作成し、為替、金利、商品等のリスクを必要に応じてヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ対象及びヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。
7. 大型不動産開発事業（総事業費が50億円を超え、開発期間が2年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権			
短期	616,844百万円	長期	701,628百万円
関係会社に対する金銭債務			
短期	347,637百万円	長期	23,713百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,737百万円

3. 担保に供している資産

投資有価証券及び関係会社株式	12,726百万円
その他の流動資産	6,693百万円

担保に供している資産は、関係会社の借入金等に係るものであります。

4. 偶発債務

銀行借入等に対する保証債務	
丸紅米国会社	339,427百万円
丸紅ペトロリアム	114,711百万円
Marubeni Copper Holdings	86,923百万円
その他(99社)	531,206百万円
計	1,072,267百万円

その他には重複による消去を含めております。上記には、取引先の仕入債務等に係る支払保証を含めております。

輸出手形割引高 3,936百万円

訴訟等

訴訟等については、連結注記表における<連結財政状態計算書に関する注記>の4. 偶発負債 訴訟等に記載のとおりであります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

売上高	872,757百万円
仕入高	2,528,193百万円
営業取引以外の取引による取引高	418,280百万円

損益計算書の「収益」及び「商品の販売等に係る原価」は、一部の取引高を純額表示しております。

2. 投資有価証券売却益

「投資有価証券売却益」は、主として政策保有株式を売却したことによるものです。

3. 関係会社株式売却益

北米貨車リース事業の売却に伴い、17,845百万円の特別利益を「関係会社株式売却益」に計上しております。

4. 関係会社事業損失引当金戻入額

「関係会社事業損失引当金戻入額」は、主に関係会社向け貸付金に対する貸倒引当金の戻入額です。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

22,278,115株

<税効果会計に関する注記>

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
繰延税金資産の発生の主な原因は、資産評価損及び繰延ヘッジ損益等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。
- 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社はグループ通算制度を適用していることから、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報については、以下に記載の主な財又はサービスの内容及び履行義務の充足時点を除き、連結注記表における<収益認識に関する注記>に記載の内容と同一であります。

当社はオペレーティング・セグメントごとに様々な事業を行っておりますが、主な財又はサービスの内容については、食料・アグリ部門における穀物の販売等、金属部門における軽金属の販売等、エネルギー・化学品部門における石油化学品、石油製品、LNG等の販売及びトレーディング等であり、これらは主に契約上の受渡条件が履行された時及び役務提供完了時を履行義務の充足時点として収益を認識しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

参 考	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	Musi Hutan Persada	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	43,431	-	-
子会社	Marubeni Copper Holdings	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注1)	86,923	-	-
子会社	丸紅ペトロリアム	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	114,711	-	-
子会社	SmartestEnergy	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	41,286	-	-
子会社	丸紅フォレストリンクス	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2) 資金の回収 (注2)	53,273 54,121	短期貸付金	7,849
子会社	MILソリューション投資	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	-	短期貸付金	49,289
子会社	Marubeni LP Holding	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	-	長期貸付金	82,738
子会社	丸紅アビエーション	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	-	長期貸付金	271,944
子会社	丸紅グローバルファーマ	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	49,823	長期貸付金	68,124
子会社	丸紅コンシューマープラット フォームホールディングス	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	-	長期貸付金	43,800
子会社	Marubeni Finance Europe	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	64,229	-	-
子会社	丸紅フィナンシャルサービス	所有 直接100%	資金の預り	資金の預り (注3)	46,797	預り金	37,228
子会社	丸紅米国会社	所有 直接100%	商品の輸入及び 外国間取引等 債務保証	商品の輸入及び 外国間取引等 (注4) 債務保証 (注1)	126,068 339,427	買掛金 未払金 その他	20,403 1,600 2,870
子会社	丸紅アセアン会社	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注1)	51,673	-	-
子会社	Marubeni Finance America	所有 間接100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	79,800	短期貸付金	79,940
子会社	丸紅オーストラリア会社	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入 (注5) 資金の返済 (注5)	733,277 798,890	-	-
関連 会社	パンパシフィック・カッパー	所有 直接20%	商品の仕入	商品の仕入 (注4)	387,614	買掛金	48,373
関連 会社	MINERA CENTINELA	所有 間接30%	債務保証	債務保証 (注1)	53,018	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 銀行借入金等に係る債務保証を行っており、保証料は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注2) 資金の貸付に係る金利条件については、市場金利を勘案して決定しております。また、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。
- (注3) 資金の預りに係る金利条件については、市場金利を勘案して決定しております。また、資金の預りの取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注4) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して交渉のうえで決定しております。
- (注5) 資金の借入に係る金利条件については、市場金利を勘案して決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産 676円35銭

1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

分子項目（百万円）	
純資産合計	1,108,664
純資産合計から控除する金額	
新株予約権	478
普通株式に係る純資産合計	1,108,186
分母項目（株）	
期末普通株式数	1,638,480,246

2. 1株当たり当期純利益 231円59銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 231円36銭

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

分子項目（百万円）	
当期純利益	381,235
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益調整額	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算に使用する当期純利益	381,235
分母項目（株）	
1株当たり当期純利益の計算に使用する普通株式の期中平均株式数	1,646,146,475
潜在株式調整数	
新株予約権に係る調整	710,612
時価総額条件型譲渡制限付株式に係る調整	907,318
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算に使用する普通株式の期中平均株式数	1,647,764,405

<重要な後発事象に関する注記>

重要な後発事象については、連結注記表における<重要な後発事象に関する注記>に記載のとおりであります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

丸紅株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士渡邊 正
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士三ツ木最文
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士松永 啓介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸紅株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、丸紅株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

丸紅株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡邊 正
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三ツ木 最文
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松永 啓介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸紅株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画及び業務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、計画及び業務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

丸紅株式会社 監査役会
常勤監査役 安藤 孝夫 ㊟
社外監査役 小田原加奈 ㊟
社外監査役 宮崎 裕子 ㊟
社外監査役 深美 泰男 ㊟